

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する修正案要綱

一 社会的な取組としてのギャンブル等依存症対策の実施

ギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症の背景には社会的な要因もあることを踏まえ、社会的な取組として実施されることを基本理念として行われなければならないものとする。

(第三条第二号関係)

二 予防的な取組方法の活用等

国及び地方公共団体は、関係事業者が行う事業の実施の方法についての施策を講ずる場合においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に関する科学的知見を踏まえつつ、予防的な取組方法を活用するものとする。

(第十五条後段関係)

三 映像、音響等がギャンブル等依存症の発症等に及ぼす影響に関する調査研究の推進等

国及び地方公共団体は、ギャンブル等の実施に際して用いられる映像、音響等がギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に及ぼす影響に関する調査研究の推進等のために必要な施策を講ずるものとする。

(第二十二条関係)

四 関係事業者に拠出を求めるための仕組みについての調査研究等

政府は、ギャンブル等依存症対策に要する費用の一部に充てるため関係事業者に金銭の拠出を求めるための仕組みについて、諸外国における動向を含めて調査研究を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第二十四条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。